

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金 (1世帯あたり3万円) のご案内 受給には手続きが必要です!

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり3万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までに家計急変の あった世帯を支援する新たな給付金です。
 - ※ 令和3年度や令和4年度に実施した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)」や 「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)」とは異なります。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。(-部例外があります。)

給付金の支給額

1世帯あたり 3 万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を<u>受理した日</u> から3~4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度 「**住民税均等割が非課税」** の世帯

令和5年1月~9月の収入が 減少し「**住民税非課税相当」** の収入となった世帯(家計急変世帯)

町福祉課から **支給要件確認書** が届きます。

(令和5年9月29日(金)までに 返送が必要 です。)

- ※ 次の世帯等は受給できません。 (他にも受給できない世帯があります。)
 - ・住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
 - ・租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
 - ・令和5年1月2日以降に海外から日本に入国した方のみの世帯
- ※ 世帯の中に、他市町村から転入した方がいる世帯等では、申請が必要です。



申請が必要です!



〈申請期間〉令和5年6月26日(月)~9月29日(金)

〈申請書配布場所〉町福祉課・ホームページからダウンロード

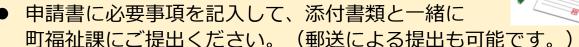
給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税が非課税の世帯

- ① 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合
 - 対象と思われる世帯には、確認事項などが書かれた「支給要件確認書」 が届きます。(令和5年6月30日(金)より順次発送しています。)
 - 内容を確認して、町福祉課に返信してください。【確認事項】



- ① 記載された振込口座番号に誤りがないか
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないこと
- ② 世帯の中に、令和5年1月2日以降に他市町村から転入した方や、町において 令和5年度住民税の課税状況が把握できない方がいる場合
 - 給付金を受け取るには、申請が必要です。

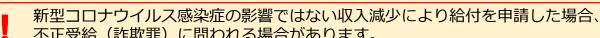




Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から9月までの任意の1月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。 (適用される限度額は、町福祉課にお問い合わせください。) (一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安は次のとおり。単身の場合:93万円以下、母・子(1人)の場合:137万8,000円以下など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に 町福祉課にご提出ください。(郵送による提出も可能です。)





電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、 大洗町や水戸警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

大洗町役場 福祉課 社会福祉係 (役場 1階 5番窓口) 価格高騰重点支援給付金(3万円給付金)担当

3 0 2 9 − 2 6 7 − 5 1 1 1 (内線151)

受付時間(平日のみ) 8時30分~17時15分